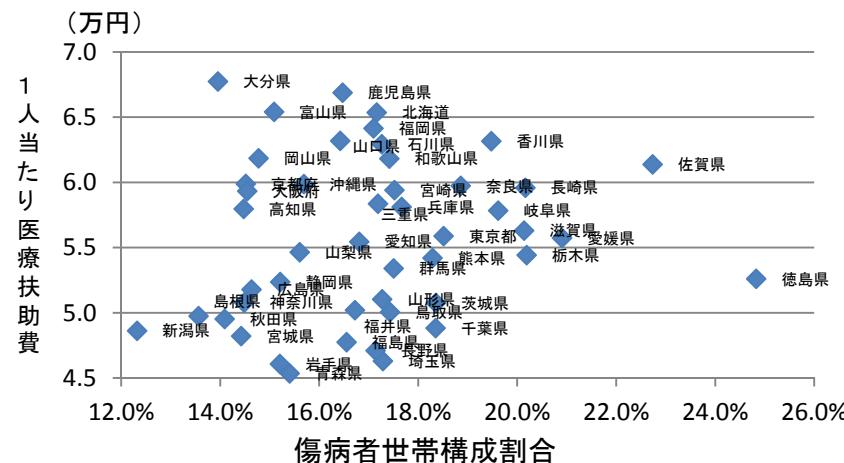


第10回社会保障ワーキング・グループ(平成28年4月8日)
における委員ご依頼資料

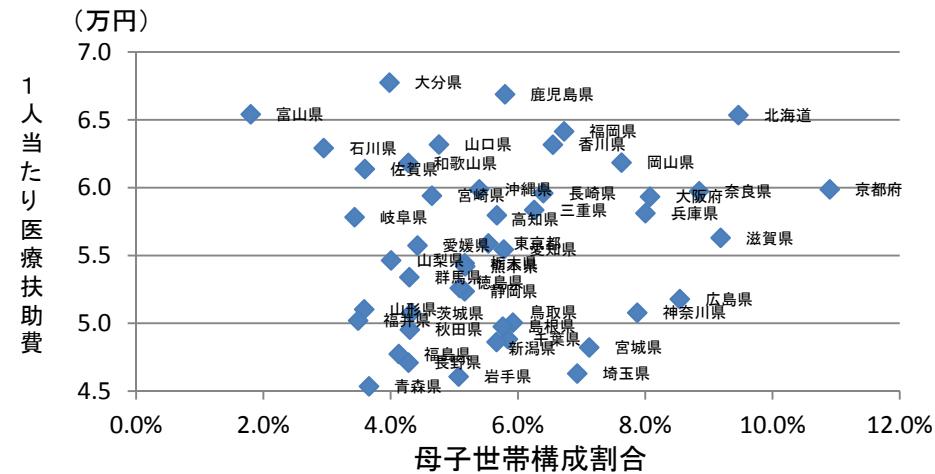
年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と世帯類型別(高齢者世帯を除く)構成割合との相関

- レセプトには当該被保険者が属する世帯類型について把握可能なデータが存在しないことから、その代替として、都道府県別年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と都道府県別の世帯類型の構成割合との相関係数をみると、高齢者世帯以外の世帯についてはその絶対値は最大でも0.35となっている。

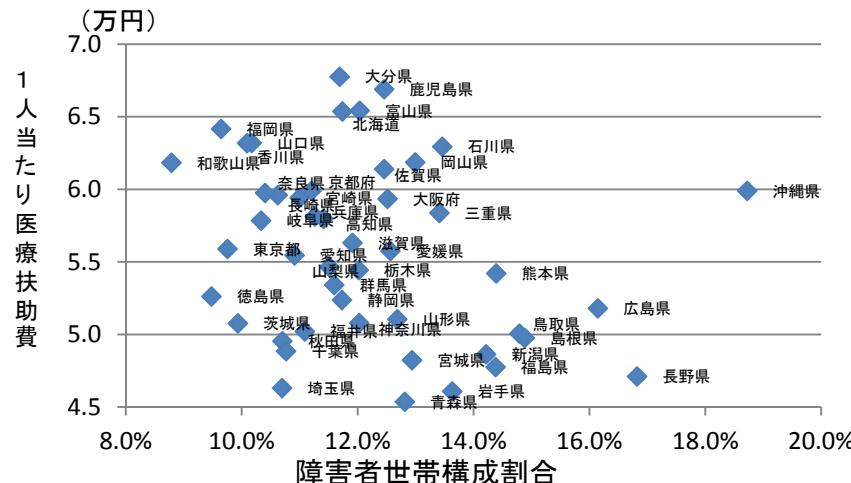
○ 傷病者世帯(相関係数:0.12)



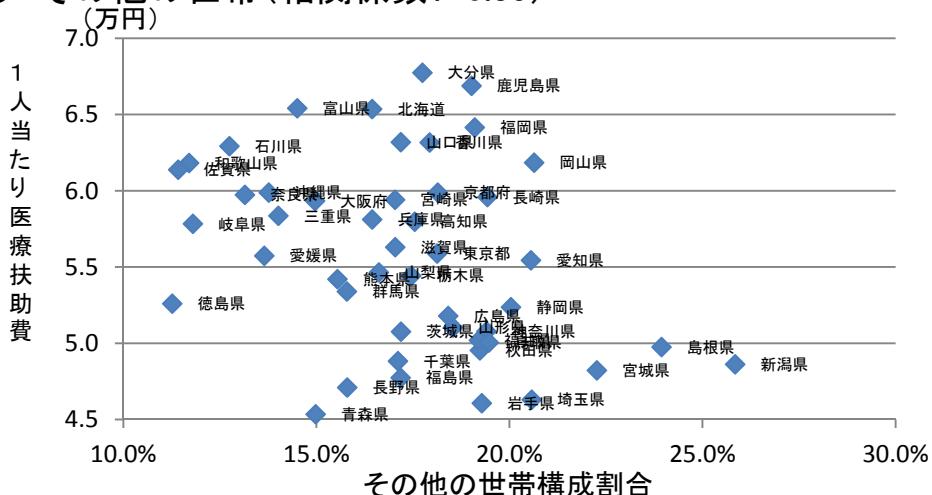
○ 母子世帯(相関係数:0.10)



○ 障害者世帯(相関係数:-0.27)



○ その他の世帯(相関係数:-0.35)

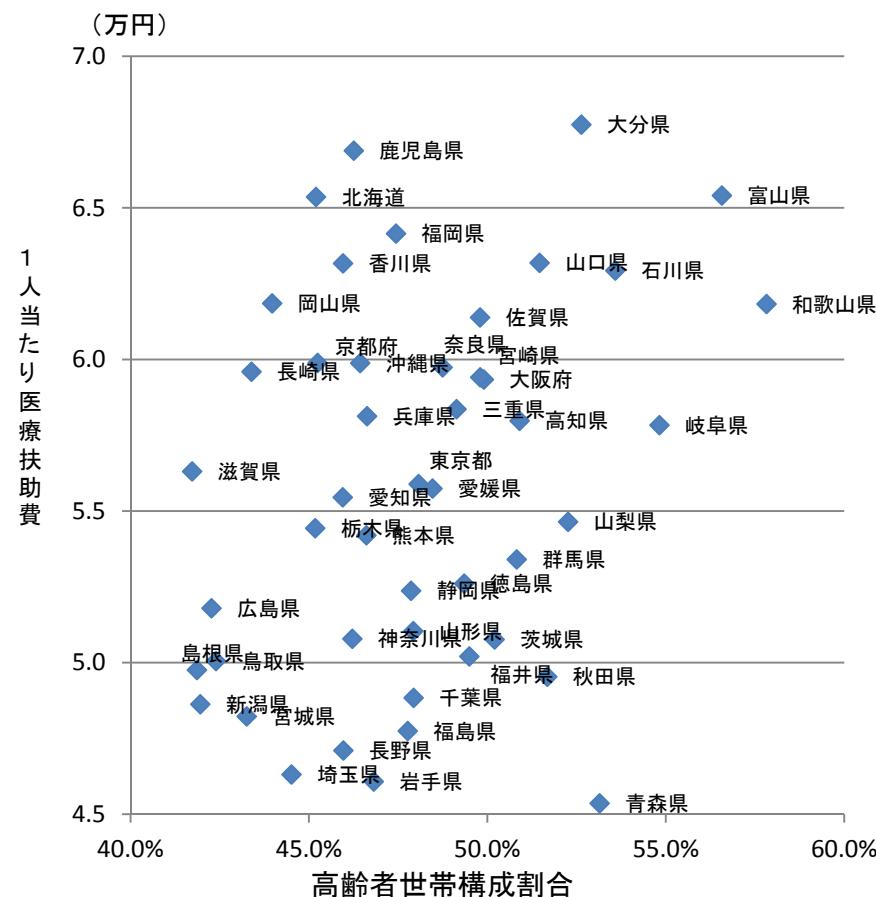


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

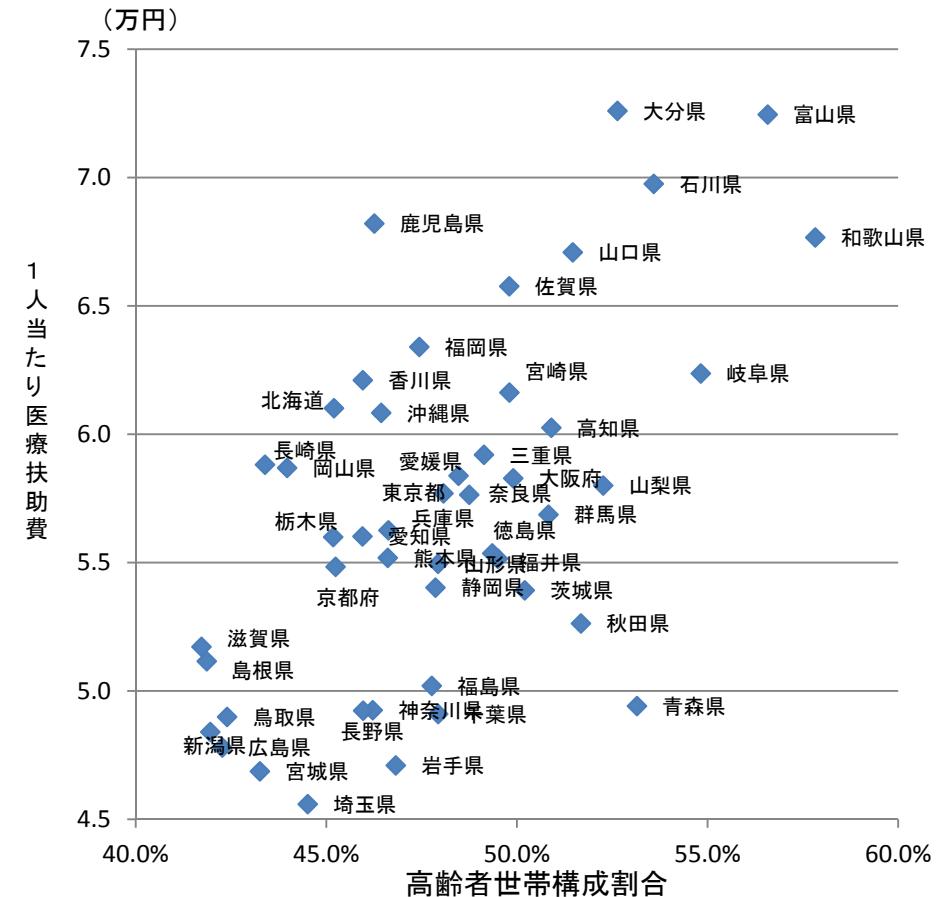
被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と 高齢者世帯構成割合との相関

- 都道府県別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と都道府県別高齢者世帯の構成割合との相関係数を被保護者1人当たり医療扶助費における年齢調整の有無別にみると、年齢調整なしの場合、相関係数は0.60となっている。

- 高齢者世帯【年齢調整あり】(相関係数:0.29)



- 高齢者世帯【年齢調整なし】(相関係数:0.60)



(参考)世帯類型の分類方法について

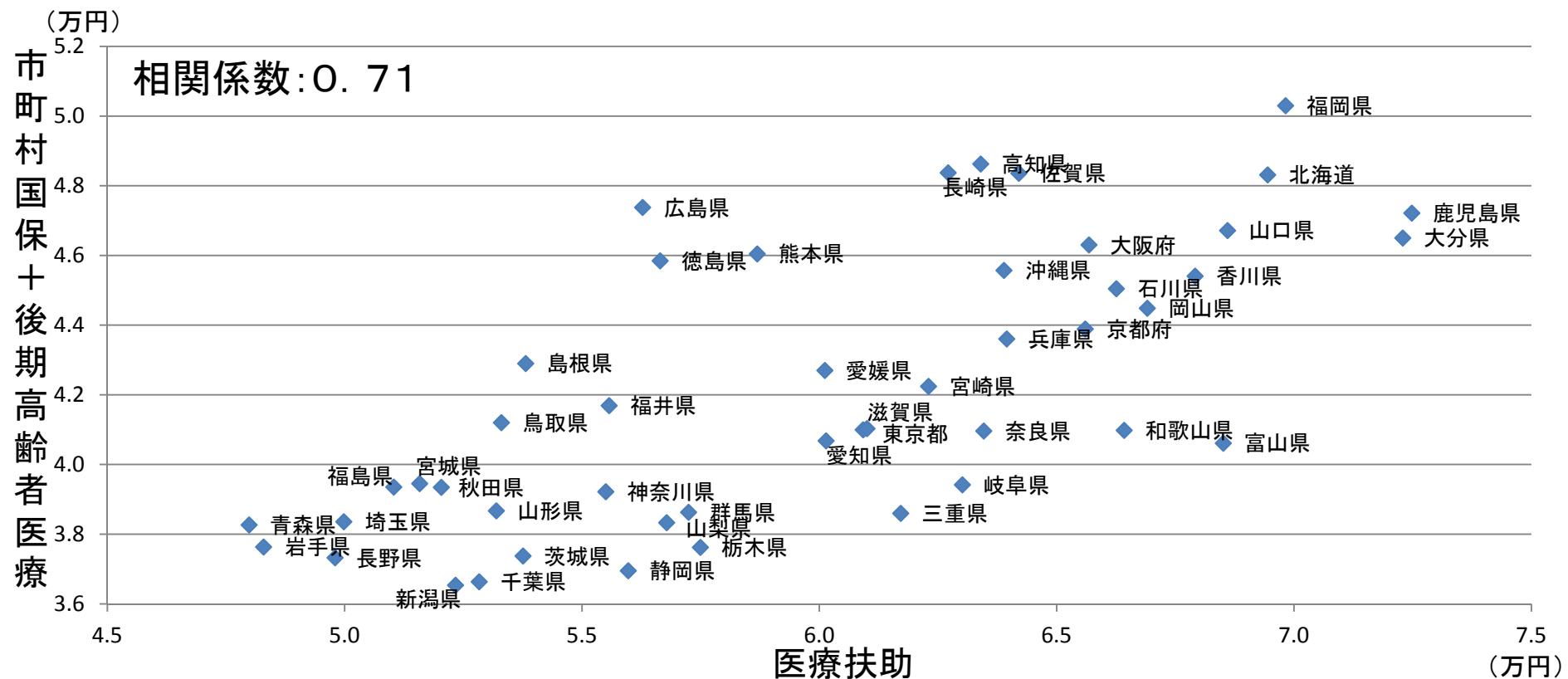
【世帯類型の定義】

世帯類型	定義	分類の順序
高齢者世帯	65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。	先
母子世帯	死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。	
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯。ただし、精神病等の精神障害による場合については、障害者加算を受けている者のみとする。	
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯。	
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。	後

(参考)都道府県別 年齢調整後^(注1)被保護者1人当たり医療扶助費(月額) ～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

- 都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関をみると、診療費(医科及び歯科)+調剤については、相関係数が0.71となっている。

- 診療費(医科及び歯科)+調剤



注1：年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助とともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

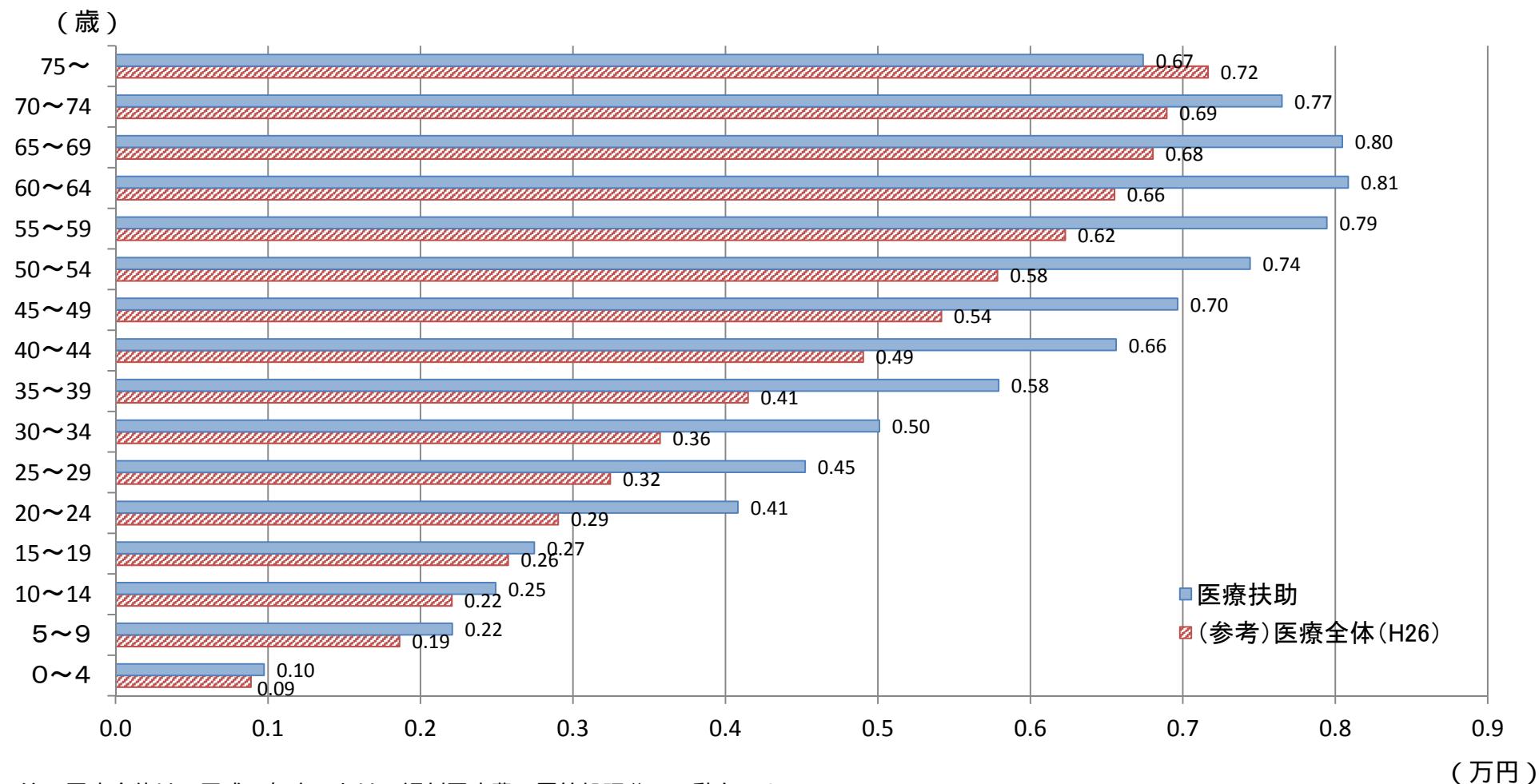
注2：市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

注3：市町村国保+後期高齢者医療の医療費には入院時食事・生活療養が含まれているが、医療扶助費には含まれていない。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、第8回社会保障WG資料（平成28年3月23日）

年齢階級別 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料 (平成26年6月審査分)

- 医療扶助において薬剤料の80%以上を占める内服薬について、処方箋1枚当たりの薬剤料を年齢階級別にみると、医療全体に比べ、医療扶助の方がほぼすべての年齢階級で高くなっている。



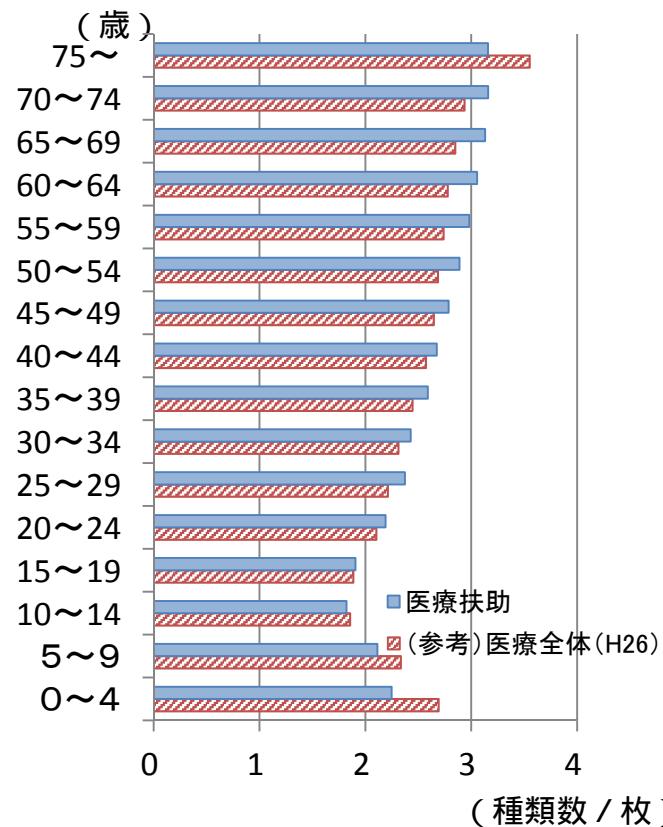
注：医療全体は、平成26年度における調剤医療費（電算処理分）の動向による。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、調剤医療費（電算処理分）の動向

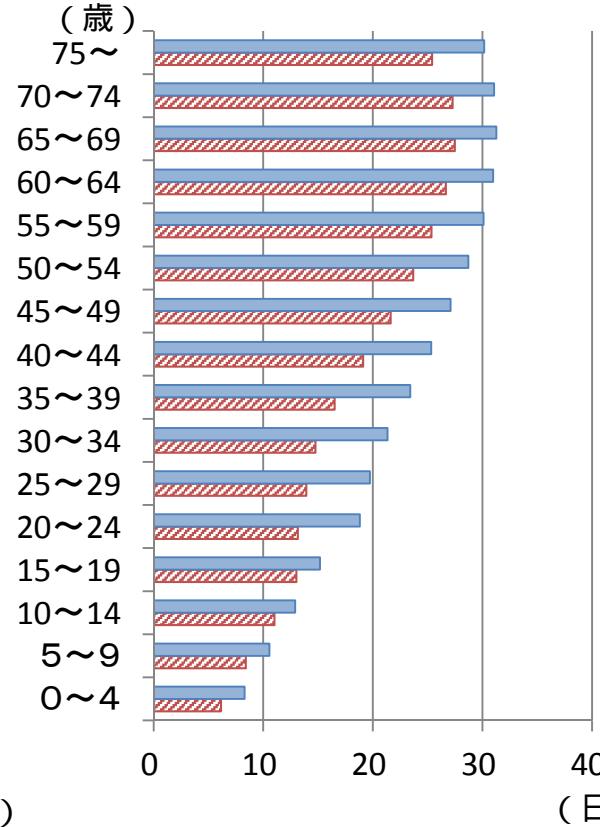
年齢階級別 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料 三要素 (平成26年6月審査分)

- 処方箋1枚当たり内服薬薬剤料を三要素に分解し、医療全体と比較してみると、1種類当たり投薬日数の差が最も大きくなっている。

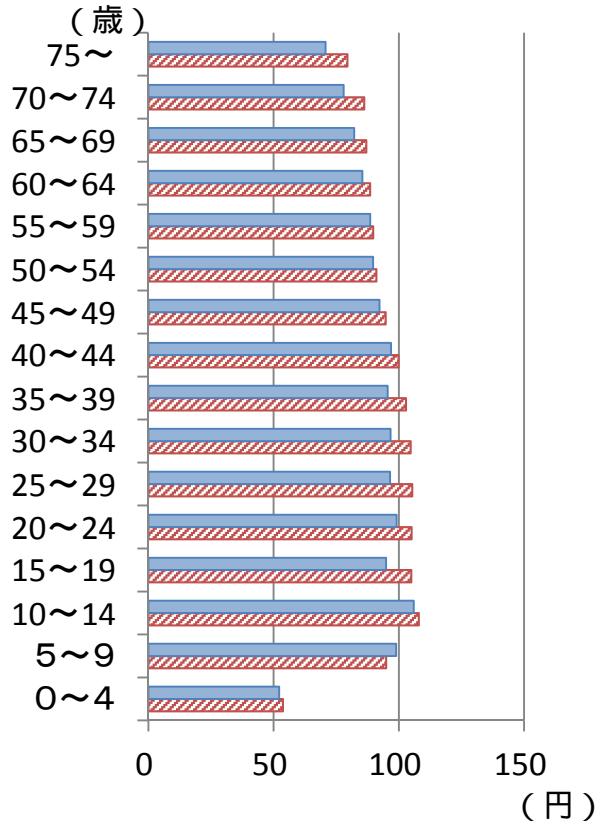
処方箋1枚当たり内服薬薬剤種類数



1種類当たり投薬日数



1種類1日当たり内服薬薬剤料



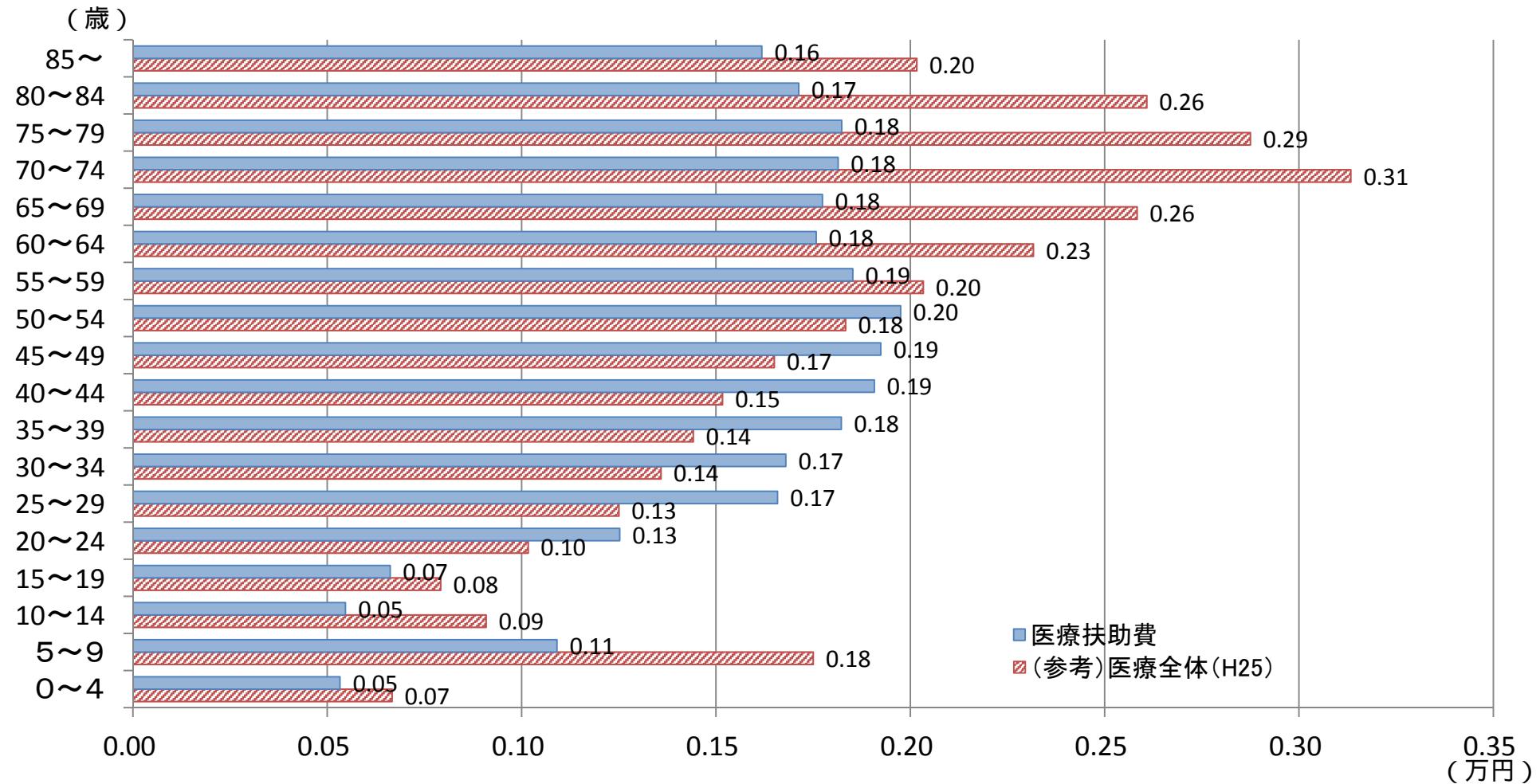
注1：「処方箋1枚当たり内服薬薬剤種類数」については、診療報酬明細書の「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごとに、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤を同一種類として数えた延種類数（薬剤延種類数）の合計値（内服薬のみ）を、処方箋受付回数の合計値（内服薬が含まれない処方箋受付回も含む。）で除して算出している。

注2：「1種類1日当たり内服薬薬剤料」については、診療報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した薬剤の合計値（内服薬のみ）を、「処方」欄の所定単位ごと、調剤月日ごと、剤形・薬効分類・一般名の一致する薬剤ごとの調剤数量の合計値（内服薬のみ）で除して算出している。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、調剤医療費（電算処理分）の動向

年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) (平成26年6月審査分)

- 年齢階級別に歯科に係る1人当たり医療扶助費(月額)をみると、20歳未満及び55歳以上については、医療全体よりも低い水準となっている。



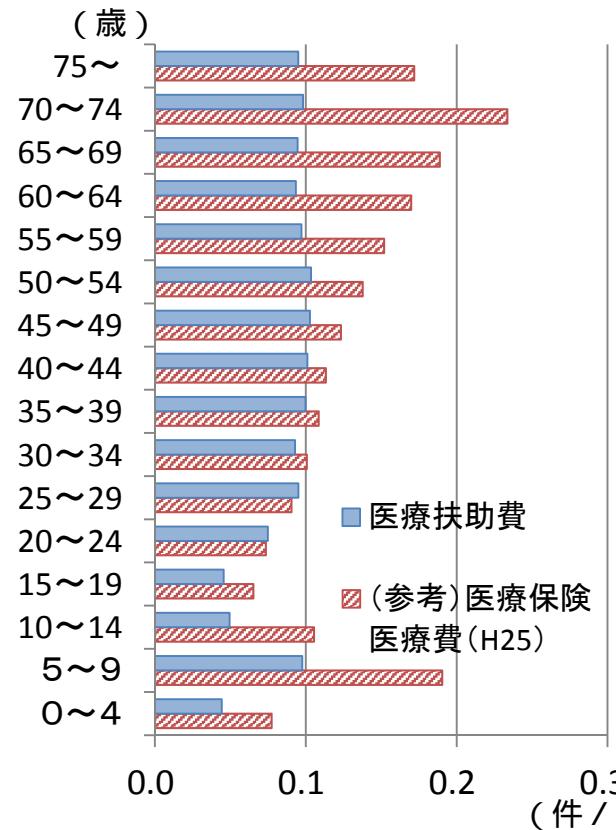
注：医療全体は、1人当たり国民医療費（年額）を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、平成25年度国民医療費

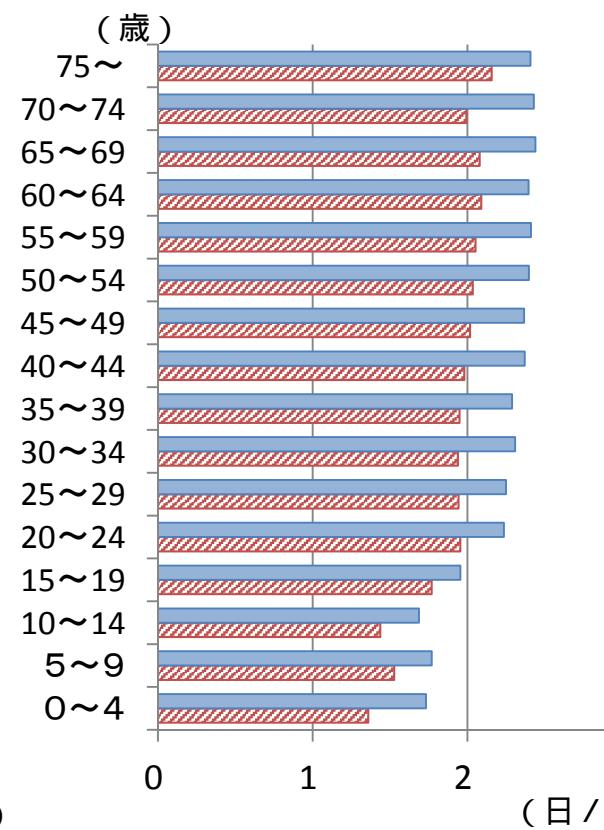
年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額) 三要素(歯科) (平成26年6月審査分)

○ 歯科に係る1人当たり医療扶助費(月額)を要素別に分解し、医療保険と比較すると、受診率の差が最も大きくなっている。一方、1件当たり日数及び1日当たり医療(扶助)費はいずれの年齢階級も医療扶助の方が高くなっている。

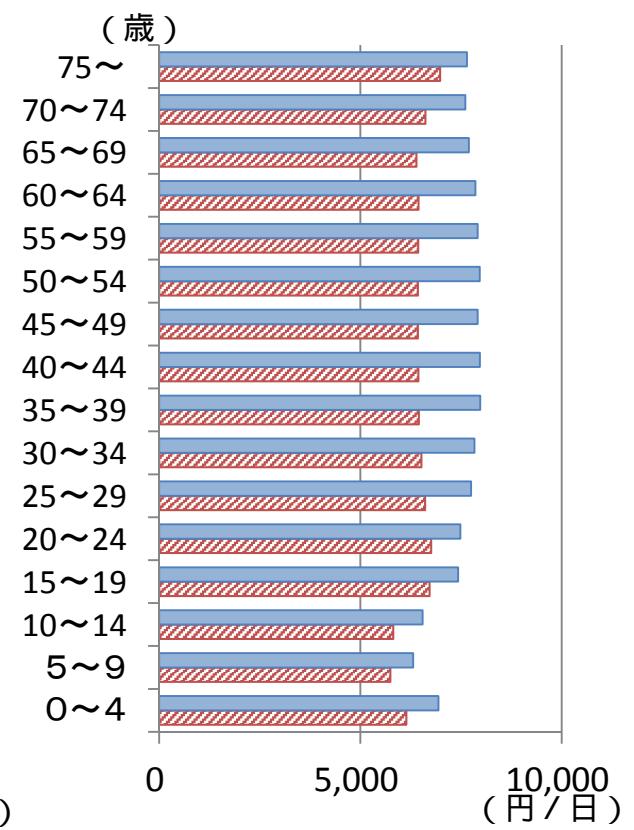
受診率



1件当たり日数



1日当たり医療(扶助)費



注1：「受診率」とは、1ヶ月間における被保護者1人当たりのレセプト枚数（患者が利用した医療機関数の延べ数）を指す。なお、医療保険医療費の受診率は比較のため、年度ベースのものを12で割ったものとしている。

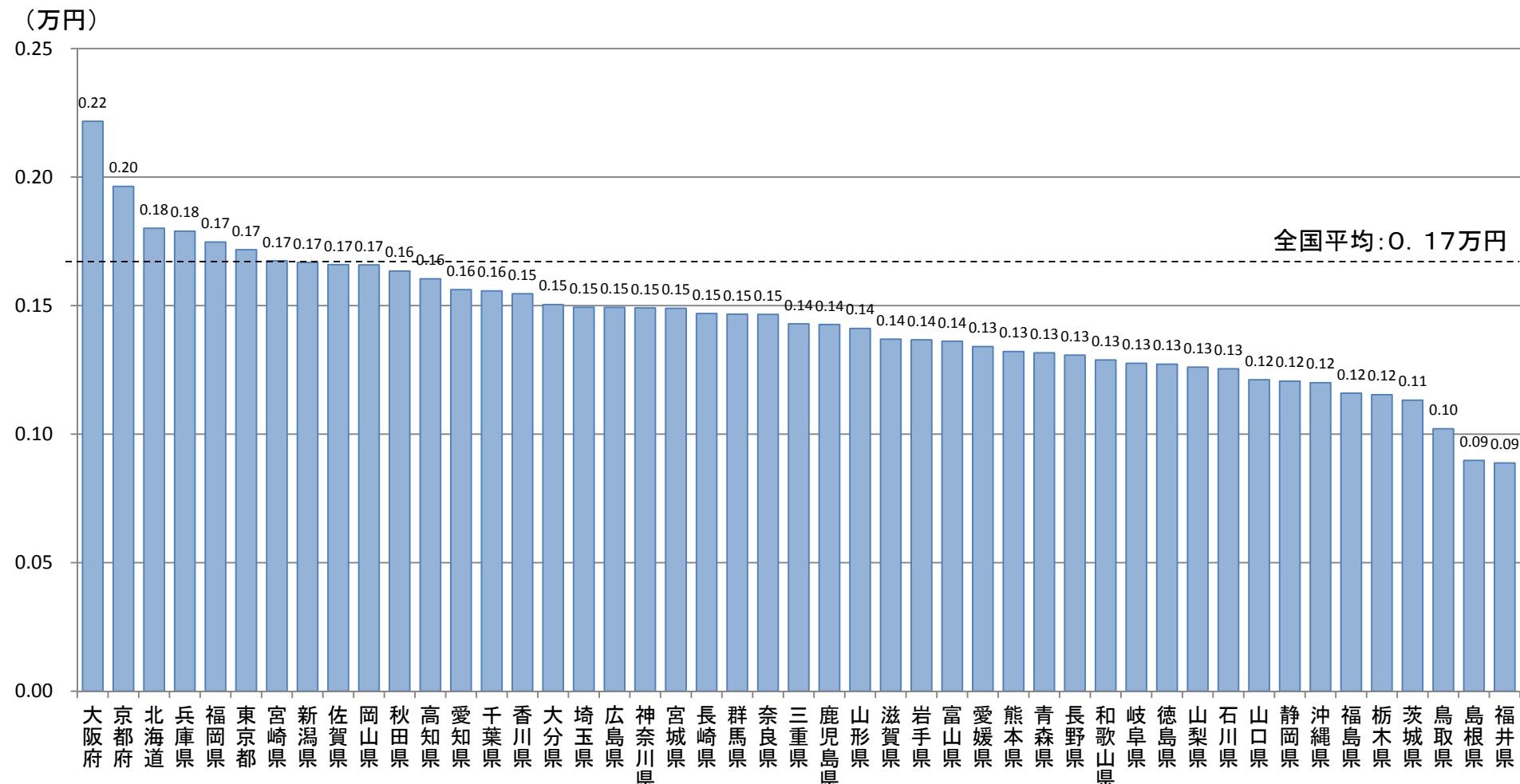
注2：「1件当たり日数」とは、レセプト1枚当たりの医療機関を利用した日数を指す。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、平成25年度医療保険に関する基礎資料

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) (平成26年6月審査分)

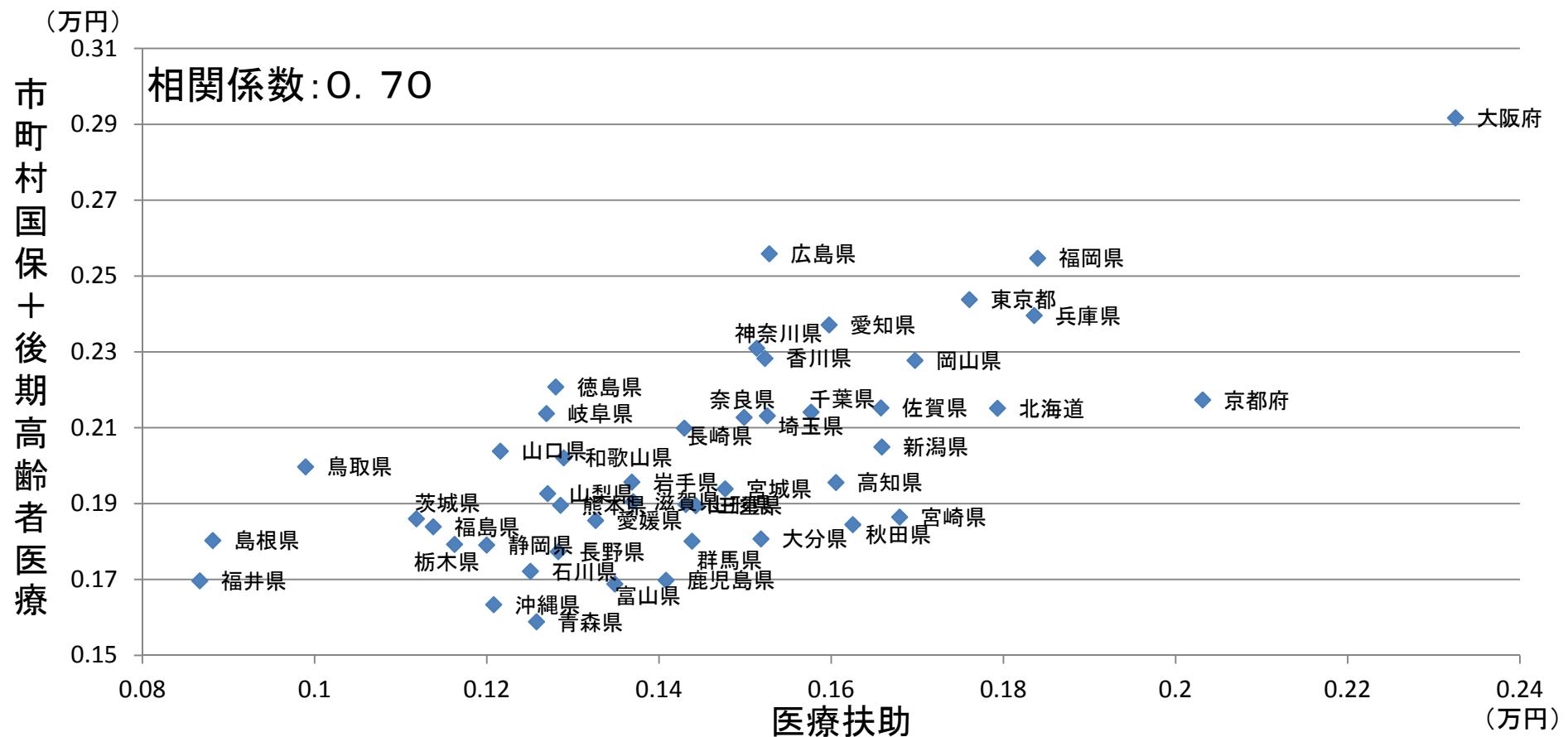
○ 都道府県別の歯科にかかる被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違いを除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約0.13万円の差がある。

各都道府県の性・年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成で算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)。



(参考)都道府県別 年齢調整後^(注1)被保護者1人当たり医療扶助費(歯科・月額) ～市町村国保+後期高齢者医療との比較～

○ 歯科に係る都道府県別の年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と市町村国保+後期高齢者医療の加入者1人当たり医療費との相関係数をみると、0.70となっている。



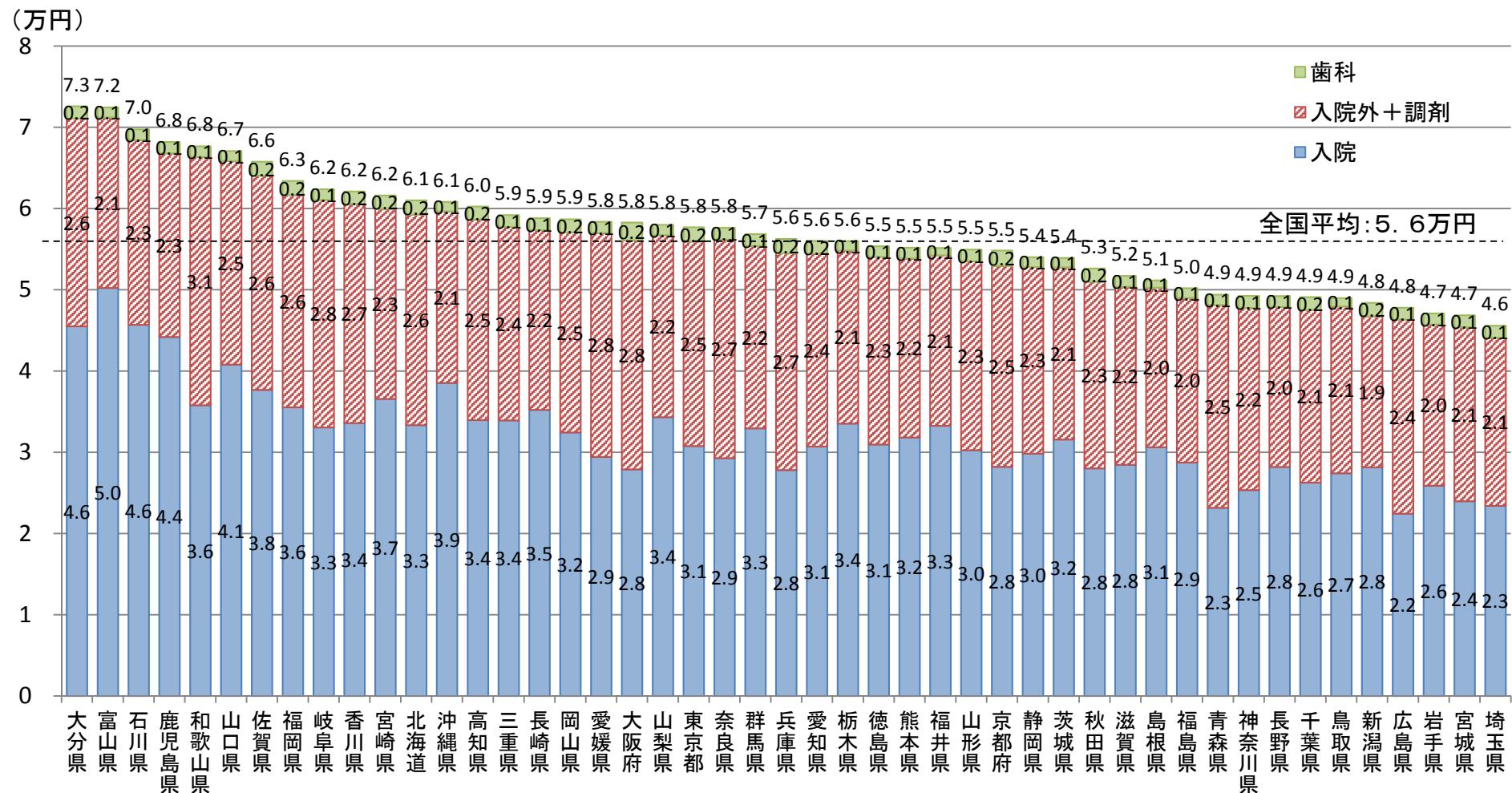
注1：年齢調整は、市町村国保+後期高齢者医療、医療扶助とともに市町村国保+後期の年齢構成を用いて行っている。

注2：市町村国保+後期高齢者医療の値は年額を12で割ったものとしている。

資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）、第8回社会保障WG資料（平成28年3月23日） 26

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)【年齢調整無し】 (平成26年6月審査分)

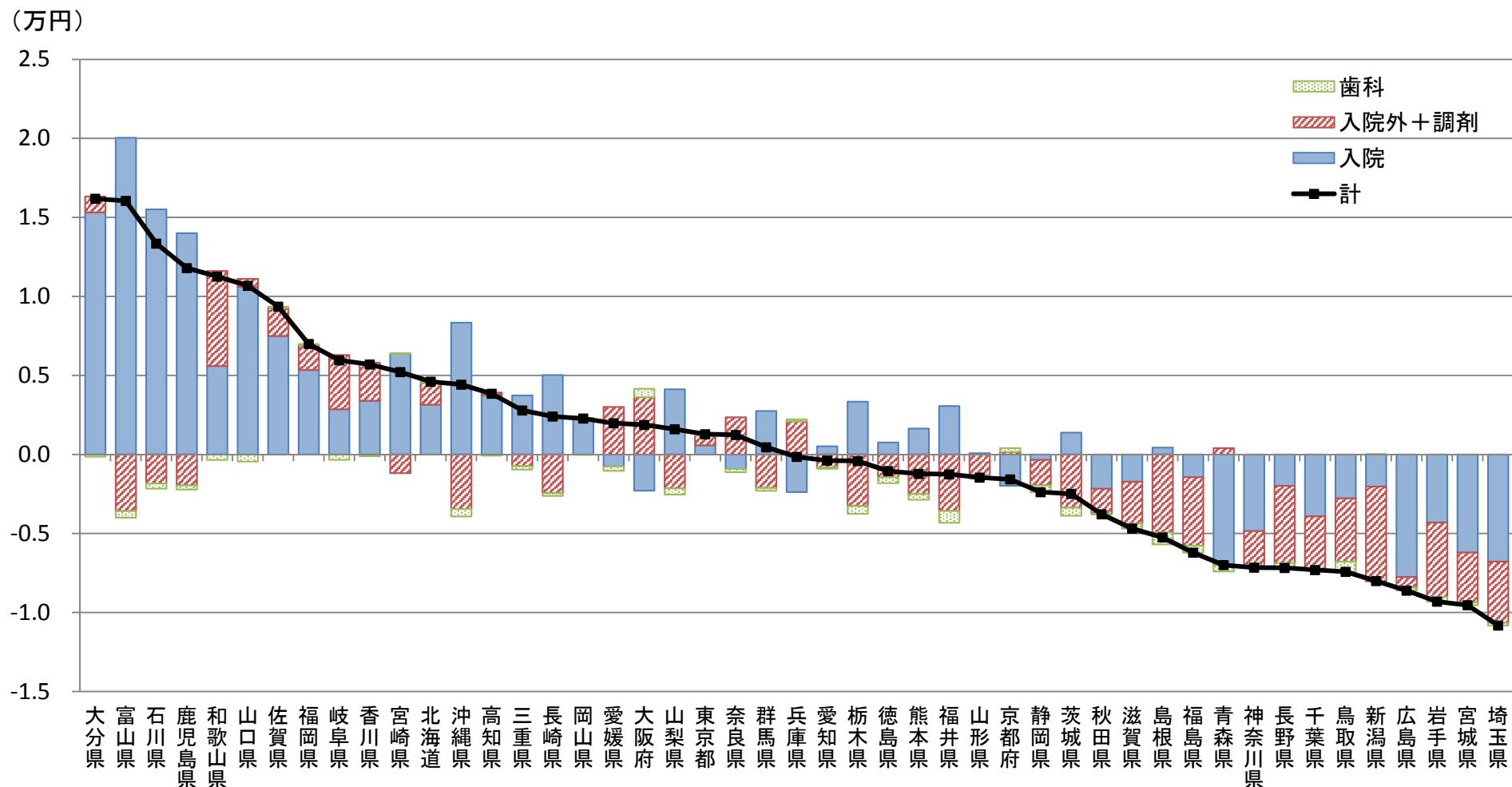
○ 都道府県別に被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を年齢調整を行わずに比較すると、最も高い県と低い県で約2.7万円の差がある。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差① (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

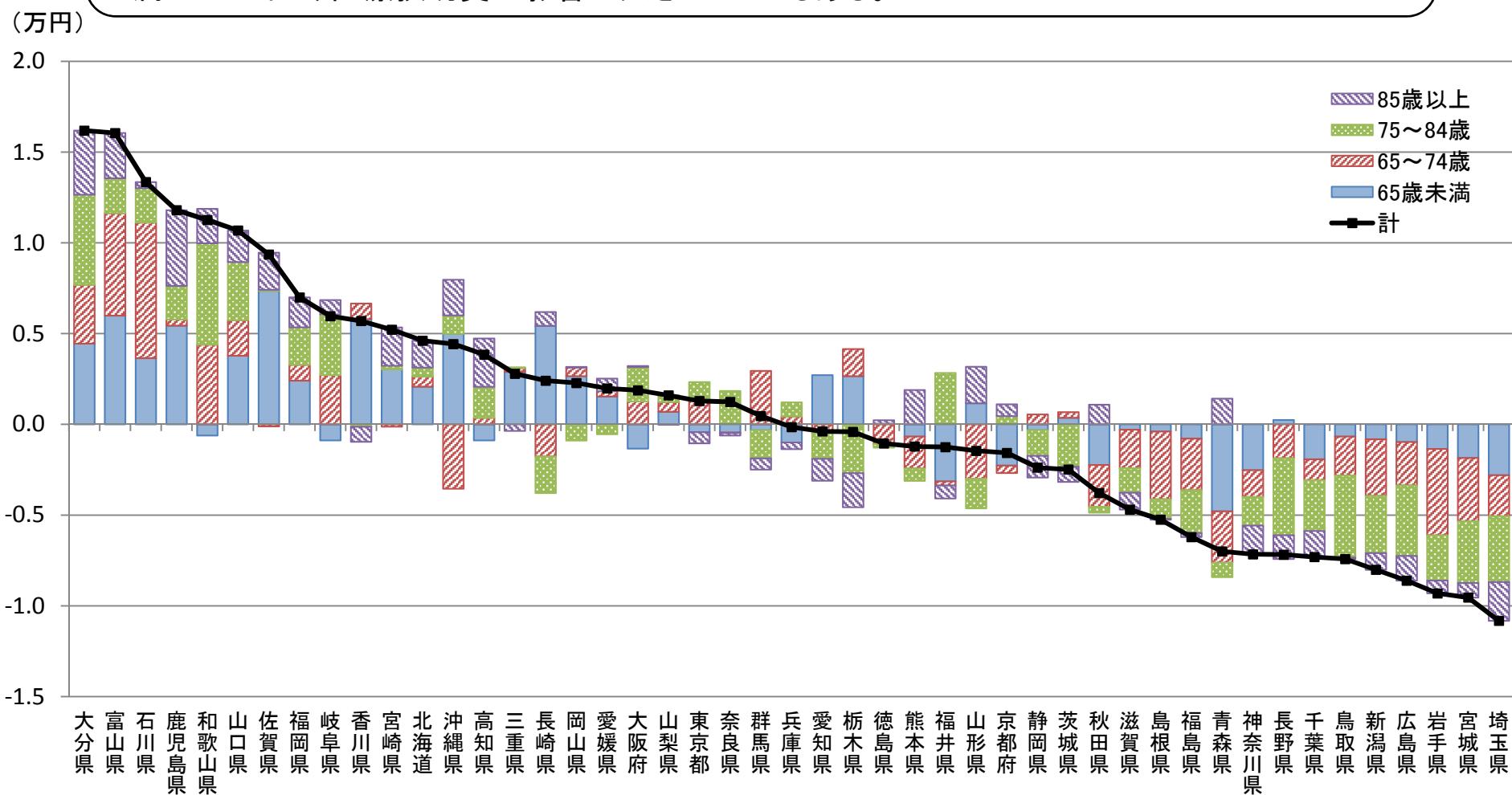
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を診療区分別にみると、全国平均よりも低い都道府県については、入院、入院外ともに平均を下回る傾向にあるが、全国平均よりも高い都道府県については、入院による影響が大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差② (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

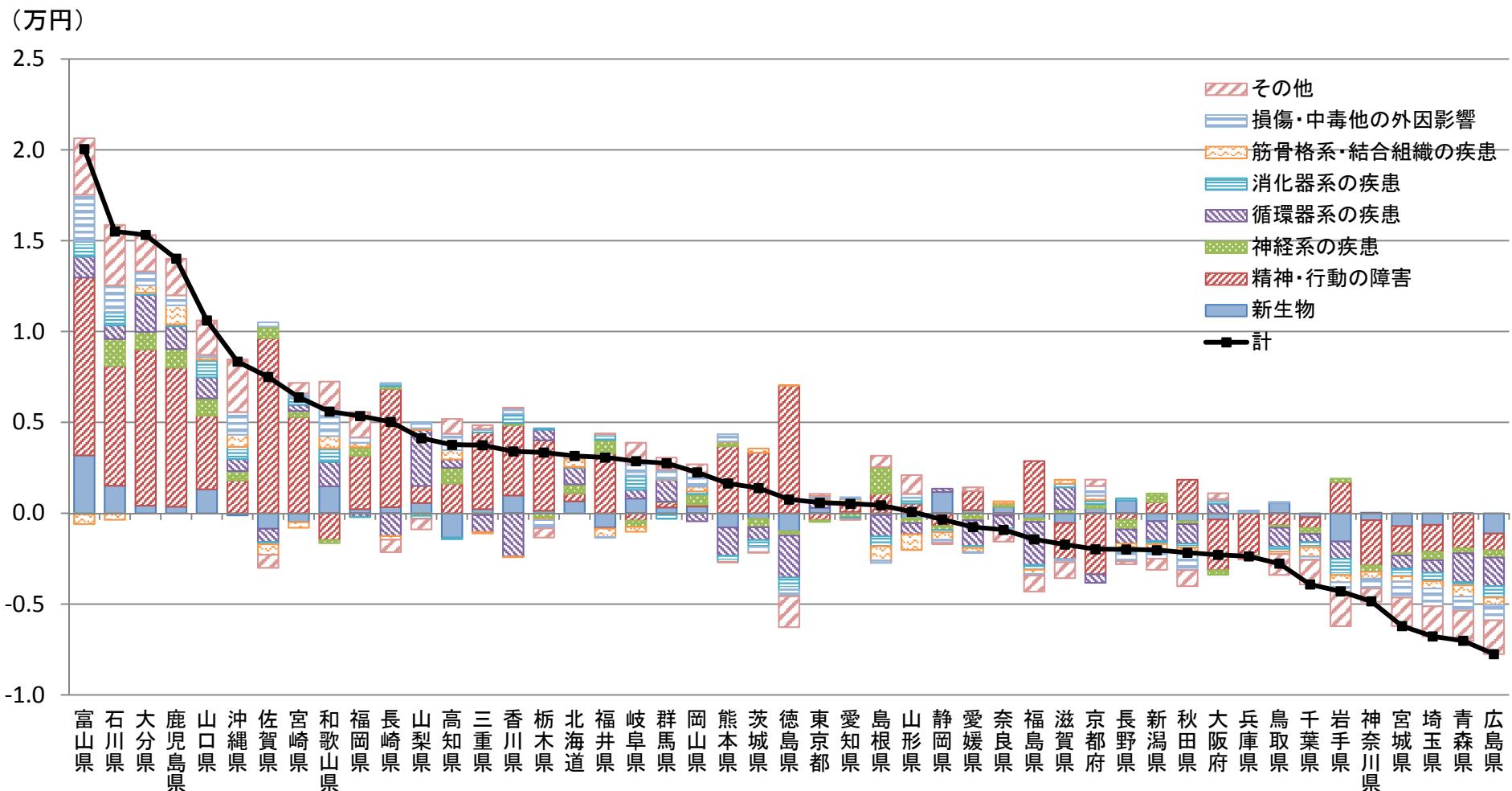
- 都道府県別に年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差を年齢別にみると、65～84歳の1人当たり医療扶助費の影響が大きい都道府県が多くを占めている。一方で、1人当たり医療扶助費が全国平均よりも高い都道府県を中心に、65歳未満の1人当たり医療扶助費の影響が大きいところもある。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

○ 都道府県別に入院に係る年齢調整を行っていない被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差をみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。

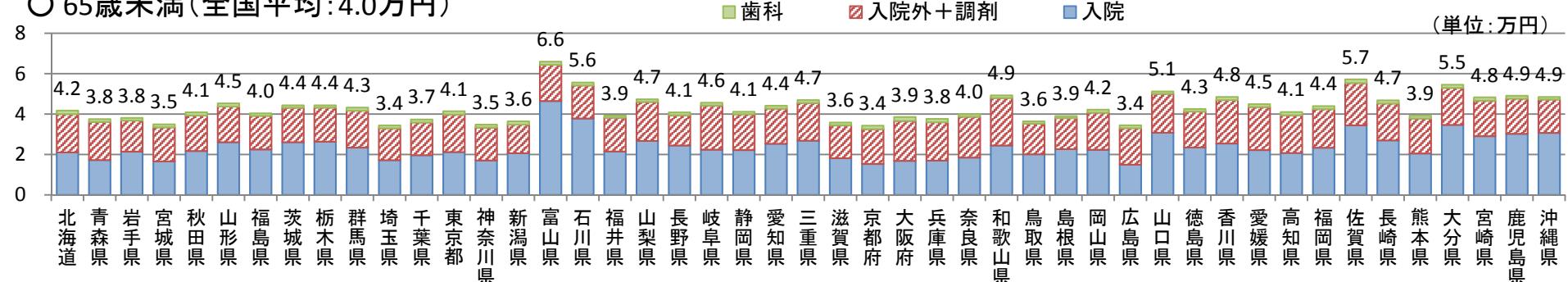


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

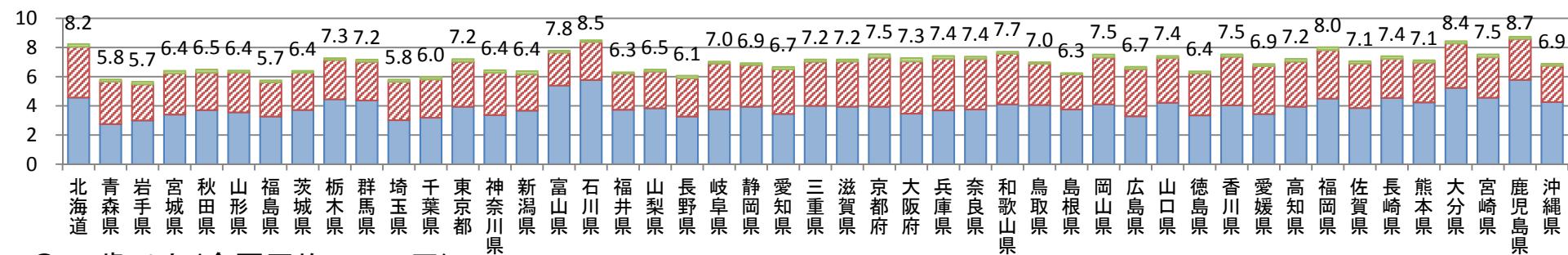
都道府県別 年齢階級別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)【年齢調整無し】 (平成26年6月審査分)

- 年齢区分別に都道府県別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を年齢調整を行わずに比較すると、いずれの年齢区分においても入院による差が最も大きくなっている。

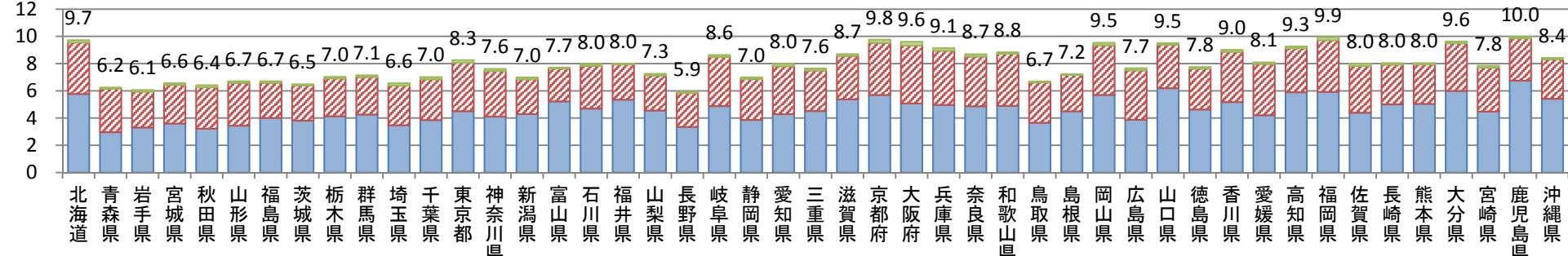
○ 65歳未満(全国平均:4.0万円)



○ 65～74歳(全国平均:7.1万円)



○ 75歳以上(全国平均:8.4万円)

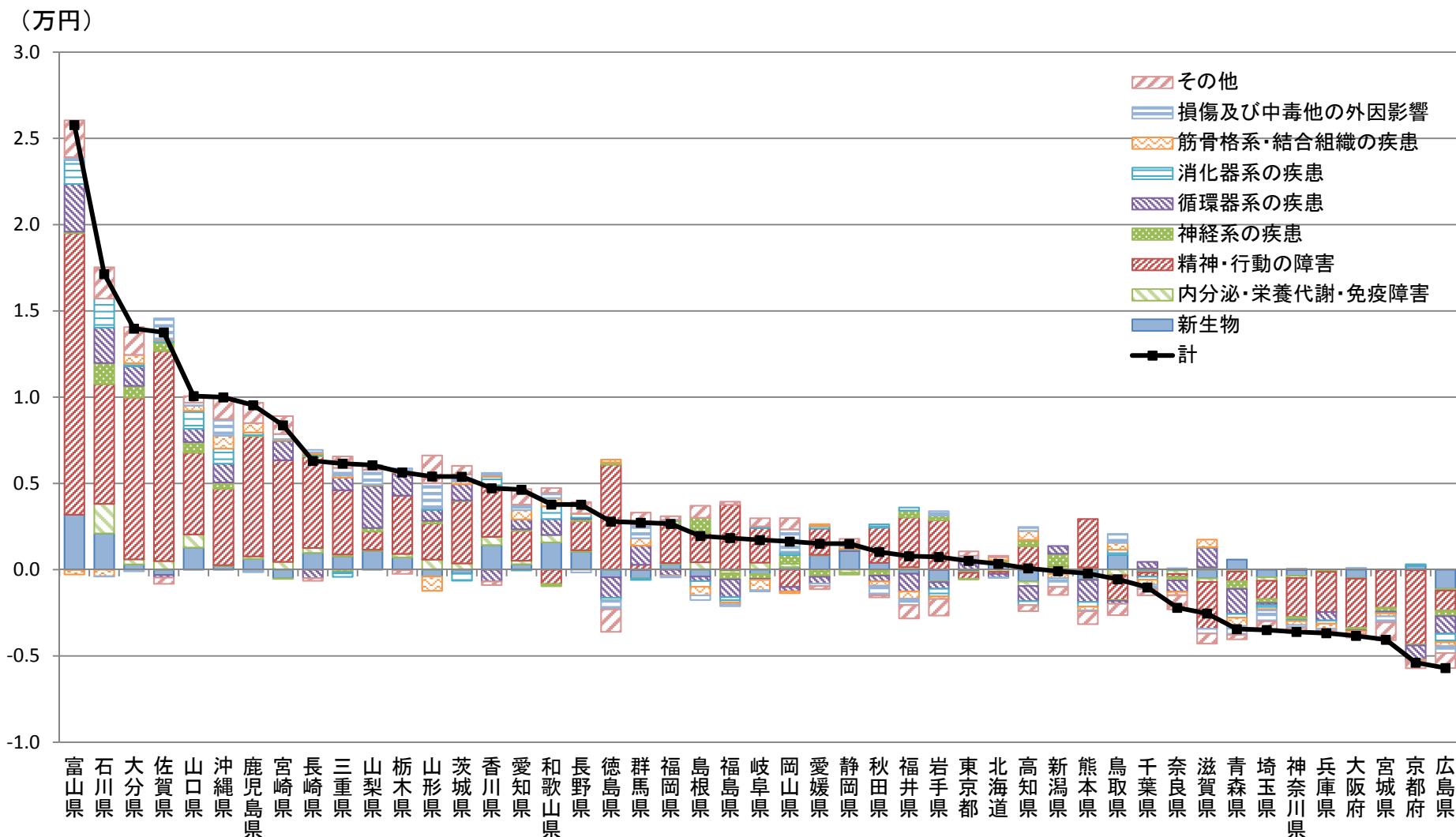


資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）

注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・65歳未満) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

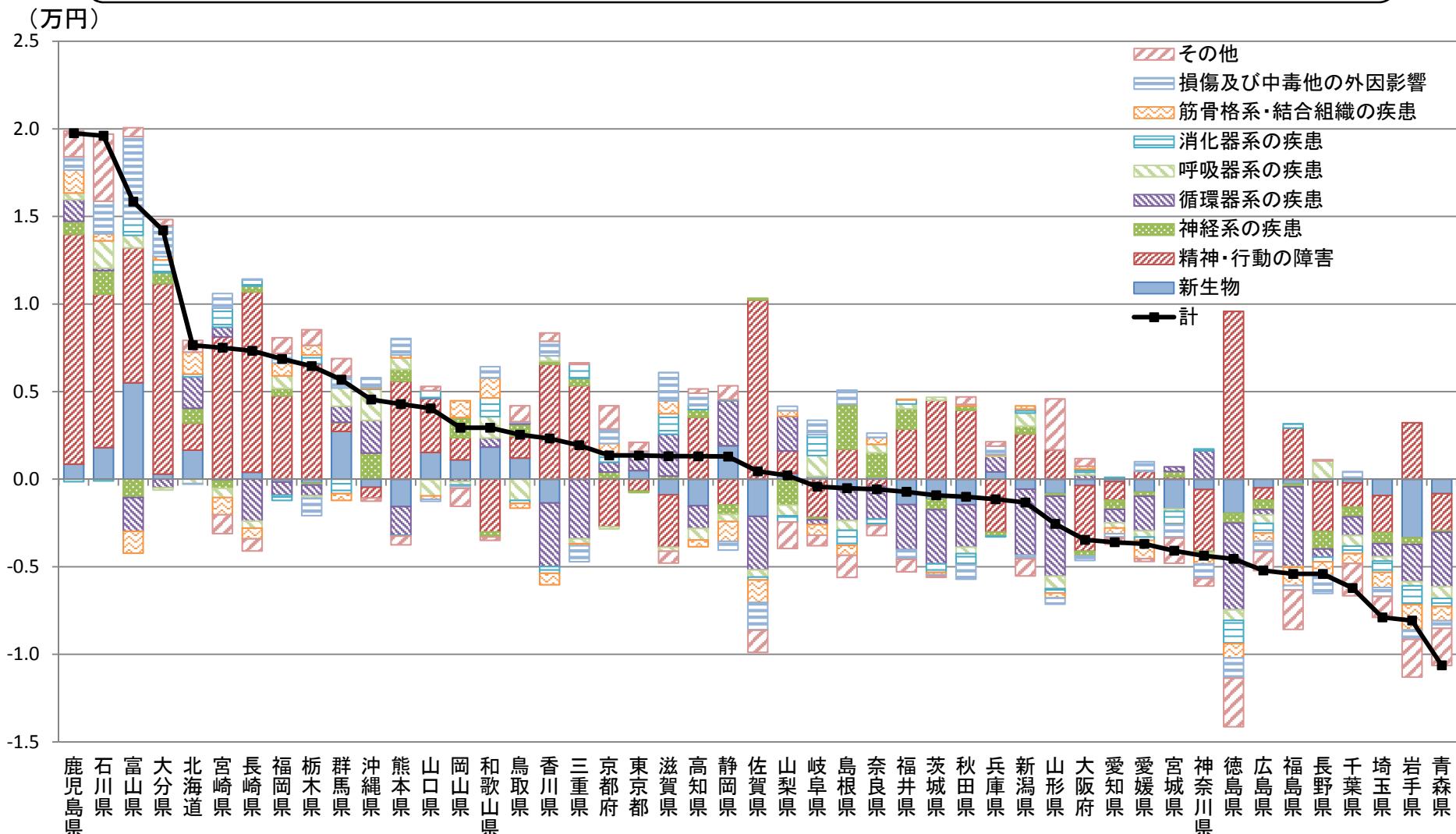
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない65歳未満被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・65～74歳) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

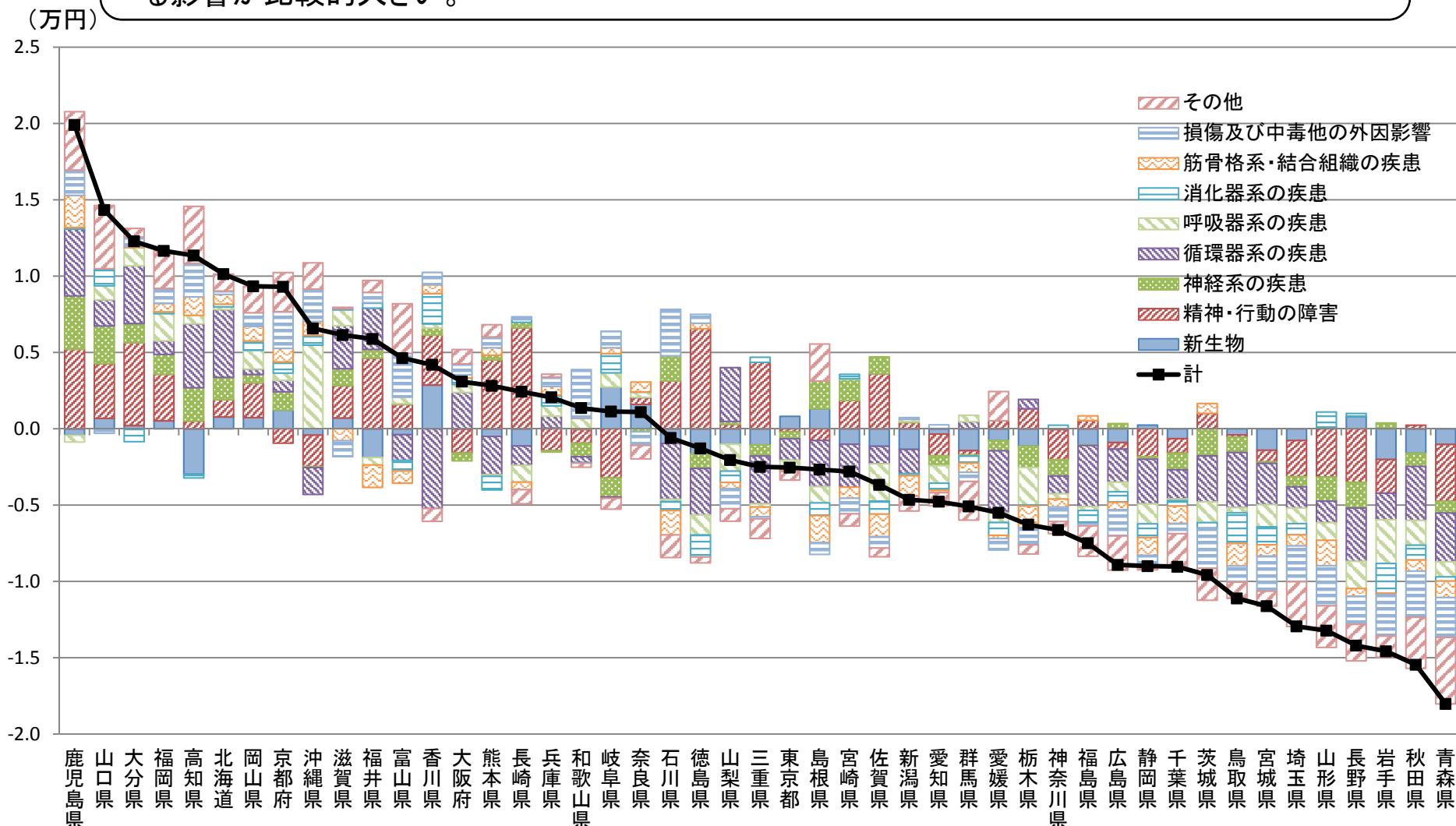
○ 都道府県別に年齢調整を行っていない65～74歳被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」の与える影響が大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別 被保護者1人当たり医療扶助費(月額)の全国平均との差(入院・75歳以上) (平成26年6月審査分)【年齢調整無し】

○ 都道府県別に年齢調整を行っていない75歳以上被保護者1人当たり医療扶助費(入院・月額)の全国平均との差を主な傷病別にみると、「精神・行動の障害」、「循環器系の疾患」の与える影響が比較的大きい。



資料：第62回医療扶助実態調査（平成26年6月審査分）特別集計、平成26年度被保護者調査（年次調査）
注：年齢調整を行っていない。

都道府県別、指定都市・中核市別
年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費

